

第5章 自転車走行空間の設計（交差点部）

1. 一般的な交差点部

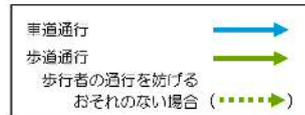
1-1. 交差点での自転車通行方法

(1) 交差点での自転車通行の原則

- 車両は、道路の中央から左の部分を通行しなければならない。
- 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければならない。
- 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。
(いわゆる二段階右折)
- 自転車は、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第17条第4項並びに第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

【道路交通法第17条第4項、第34条第1項、第34条第3項、第63条の7】

	左折	直進	右折
自転車横断帯あり			
自転車横断帯なし			



1-2. 整備手法

(1) 共通事項

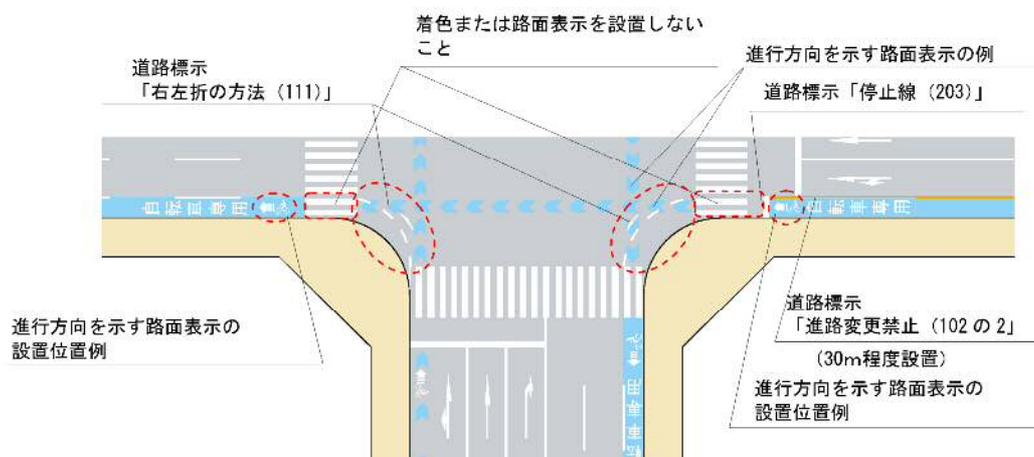
- 交差点の形態は、主道路の形態と従道路の形態により分離される。
さらに、自転車道または自転車レーンの確保が可能な場合、交差点流入部において、左折巻き込み事故を防止するため、
 - ① 交差点に自転車道または自転車レーンを接続し、自転車と自動車を分離させる手法。
 - ② 交差点手前約 30m 程度で自転車道または自転車レーンを打ち切り、車道左側部の車線幅員を拡げ、路面表示により自転車の通行位置を明確化し、自転車と左折する自動車を混在させて一列で通行させる手法。
 のいずれかに分類される。

- 空間に制約がある場合においても、上記①、②のいずれかの形態により自転車道または自転車レーンの幅員を確保することを検討するものとするが、幅員の確保が困難な場合は、自転車レーンにおける当面の措置として、車道上に通行位置及び通行方法を明確化する路面表示を設置した上で、
 - ③ 車道上で自転車と自動車を混在させて通行させる手法を検討するものとする。

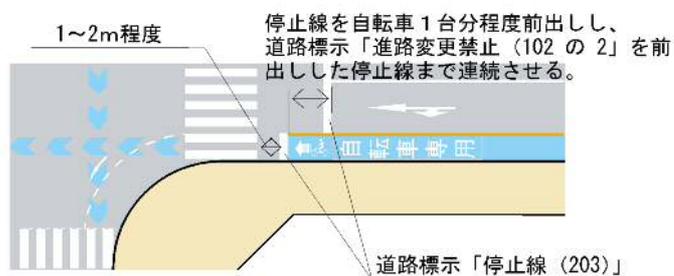
(2) 分離の場合

（交差点に自転車道または自転車レーンを直接接続させる場合）

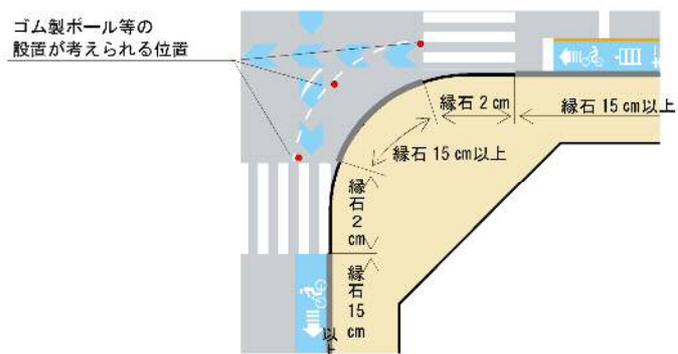
【出典：国土交通省ガイドライン】



■交差点隅角部の道路構造のイメージ
（自転車レーンの場合）



■停止線の前出しのイメージ
(自転車レーンの場合)

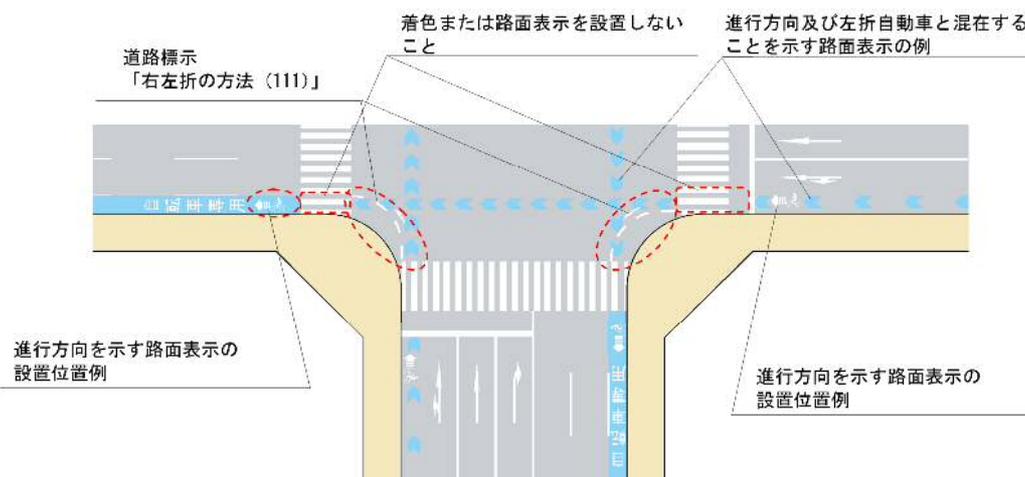


■交差点隅角部の縁石構造のイメージ
(自転車レーンの場合)

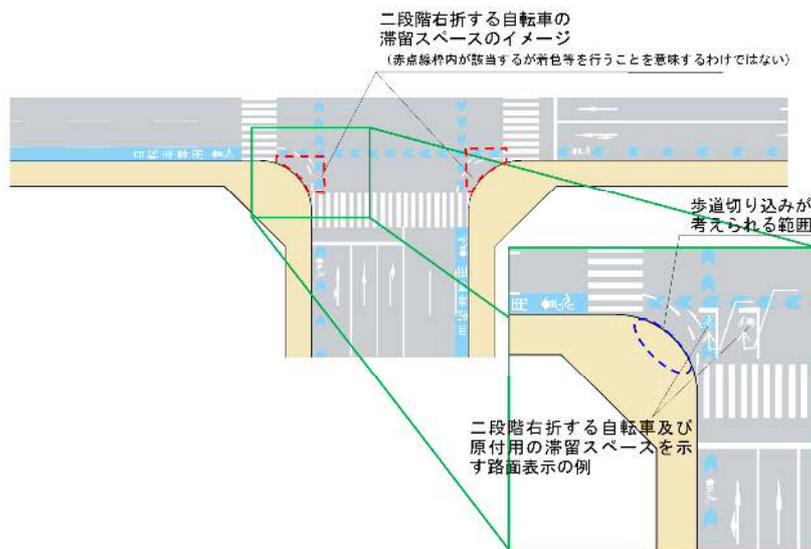
(3) 左折自動車のみ混在の場合

（左折する自動車が非常に多く、自動車と自転車の通行順序をはっきりさせる必要がある場合に用いる。）

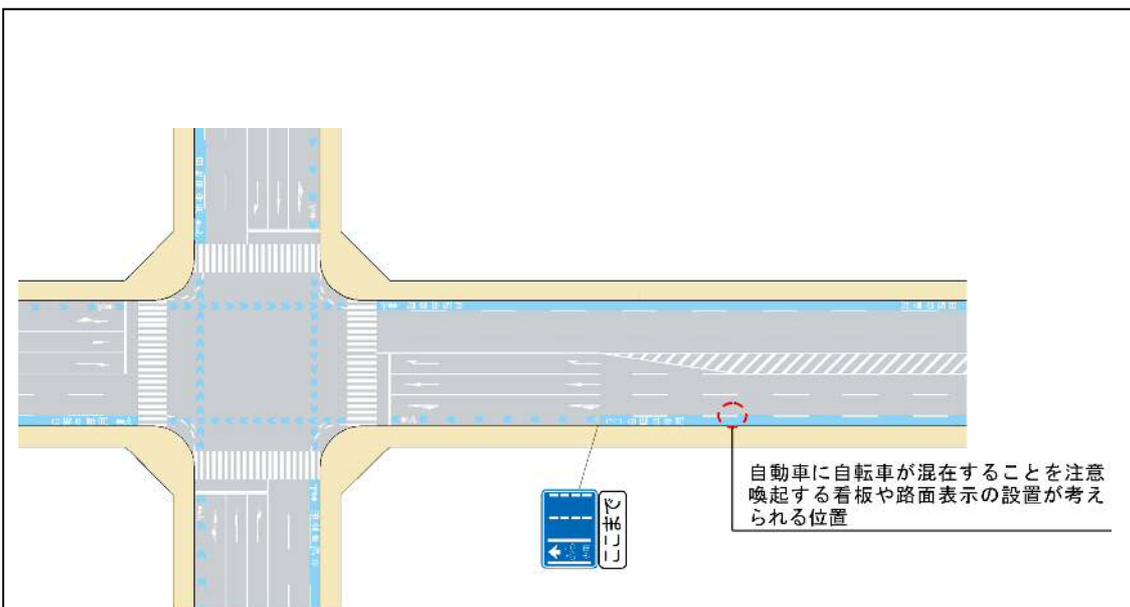
【出典：国土交通省ガイドライン】



■交差点隅角部の道路構造のイメージ（自転車レーンの場合）



■二段階右折する自転車や原付の滞留スペースの考え方のイメージ（自転車レーンの場合）



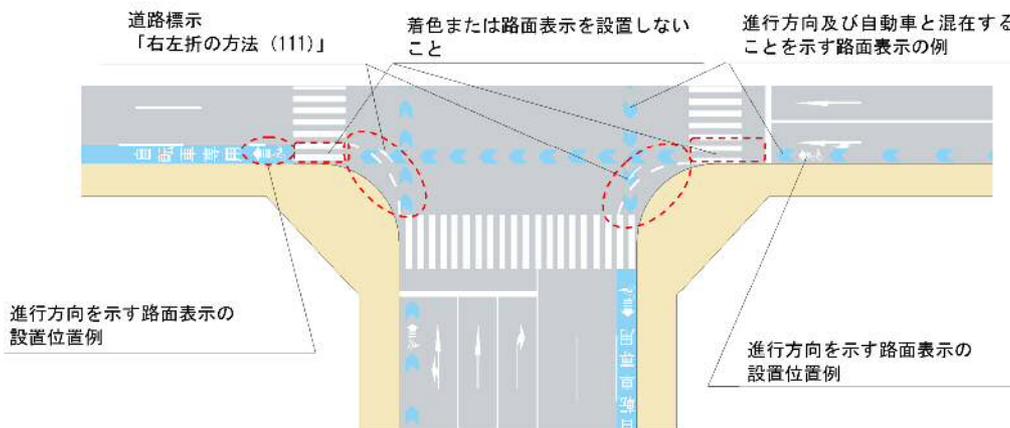
■車道混在を注意喚起する看板・路面表示の位置のイメージ
(自転車レーンの場合)



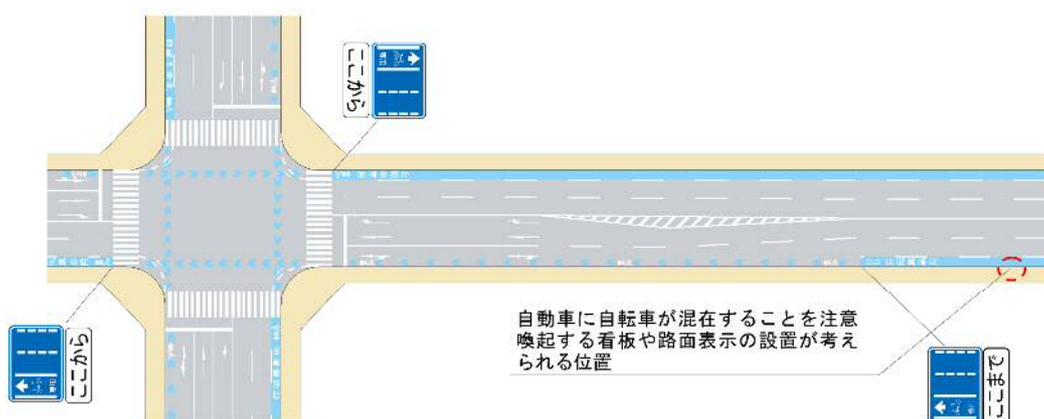
■交差点隅角部の縁石構造のイメージ
(自転車レーンの場合)

(4) 混在の場合 (当面の措置)

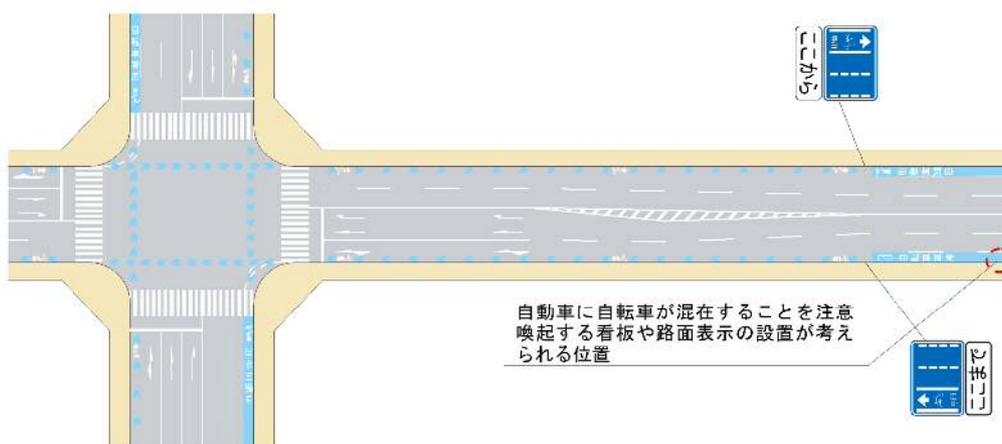
(付加車線などの影響により、車道の再配分を行っても自転車レーンの幅員が確保できない場合に用いる。) 【出典：国土交通省ガイドライン】



■交差点隅角部の道路構造のイメージ (自転車レーンの場合)



■車道混在を注意喚起する看板・路面表示の位置のイメージ



■車道混在を注意喚起する看板・路面表示の位置のイメージ (交差点流出側に自転車レーンを確保できない場合)

(5) 整備形態別の隅角部の設計例

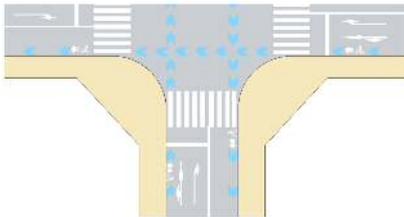
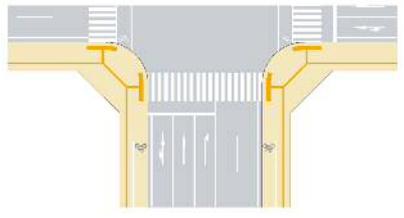
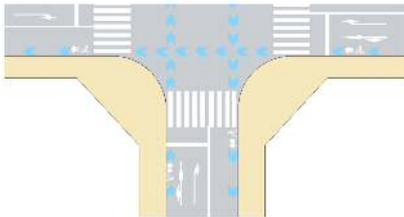
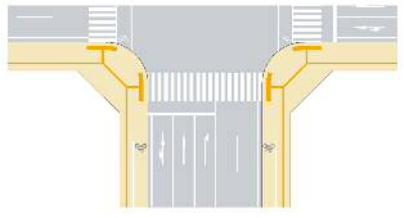
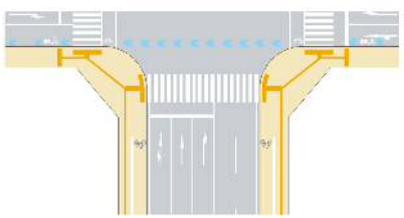
従道路の整備形態別に隅角部の設計が異なることから、それぞれの設計例を示す。

なお、従道路は、「左折自動車のみ混在の場合」のみを示す。

【出典：国土交通省ガイドライン】

主道路 従道路	自転車道（自転車一方通行）	
	(1) 分離の場合	(2) 左折自動車のみ混在の場合
自転車道 (自転車一方通行) (1) 左折自動車のみ混在 の場合		
自転車レーン (1) 左折自動車のみ混在 の場合		
車道混在 ※当面の整備形態を含む		
自転車歩行者道 (通行位置明示有) ※通行位置明示のない場 合は自転車横断帯を設置 しないこと。		

主道路 従道路	自転車レーン	
	(1) 分離の場合	(2) 左折自動車のみ混在の場合 ※(3) 混在の場合も同様
自転車道 (自転車一方通行) (1) 左折自動車のみ混在 の場合		
自転車レーン (1) 左折自動車のみ混在 の場合		
車道混在 ※当面の整備形態を含む		
自転車歩行者道 (通行位置明示有) ※通行位置明示のない場 合は自転車横断帯を設置 しないこと。		

主道路 従道路	車道混在 ※当面の整備形態を含む	当面の整備形態 (自転車歩行者道)
<p>自転車道 (自転車一方通行) (1) 左折自動車のみ混在 の場合</p>		
<p>自転車レーン (1) 左折自動車のみ混在 の場合</p>		
<p>車道混在 ※当面の整備形態を含む</p>		
<p>自転車歩行者道 (通行位置明示有) ※通行位置明示のない場 合は自転車横断帯を設置 しないこと。</p>		

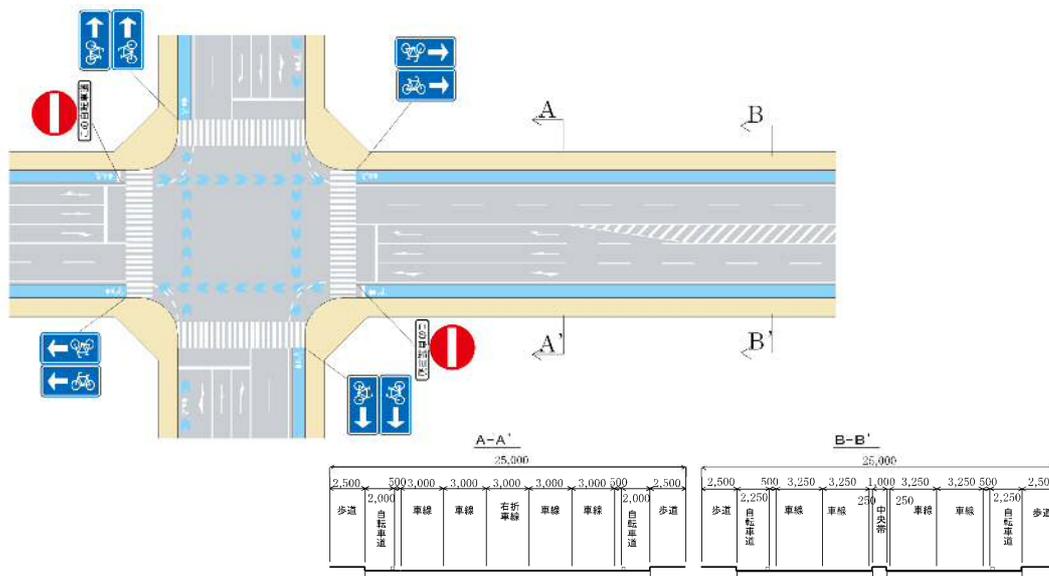
1-3. 自転車道での交差点設計

- 自転車一方通行規制を実施した自転車道を整備する場合に、交差点部において幅員の確保が困難な場合は、自転車と自動車を混在させることは望ましくないため、必要に応じて規制速度を変更し、自転車専用通行帯等の他の形態により整備する、または歩行者の安全が確保される場合において改めて自転車の徐行義務について注意喚起した上で自転車歩行者道に接続する、もしくは代替路を検討するものとする。
- 自転車道を自転車歩行者道に接続し、自転車と自転車歩行者道の形態が頻繁に変化する場合は、通行ルールを遵守することが困難になる可能性が高いため、自転車歩行者道に接続すること以外の方策を検討するものとする。

(1) 分離の場合

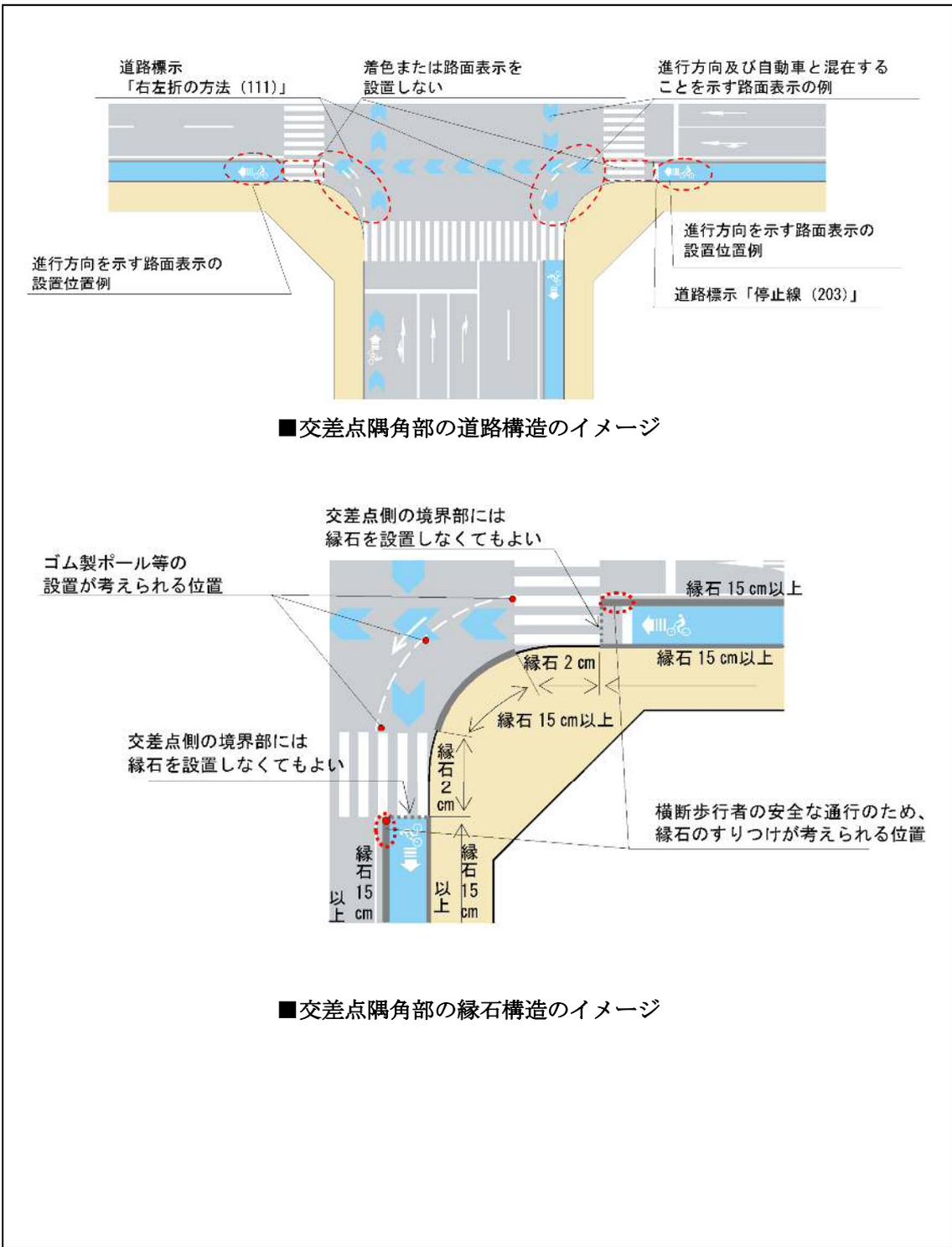
（交差点に自転車道を直接接続させる場合）

【出典：国土交通省ガイドライン】



※幅員及び車線数はイメージであり、現地状況に応じて設定するものとする。
 ※歩道幅員には、路上施設帯幅 0.5mを含む。

■自転車道（自転車一方通行）が交差する交差点のイメージ



(2) 左折自動車のみ混在の場合

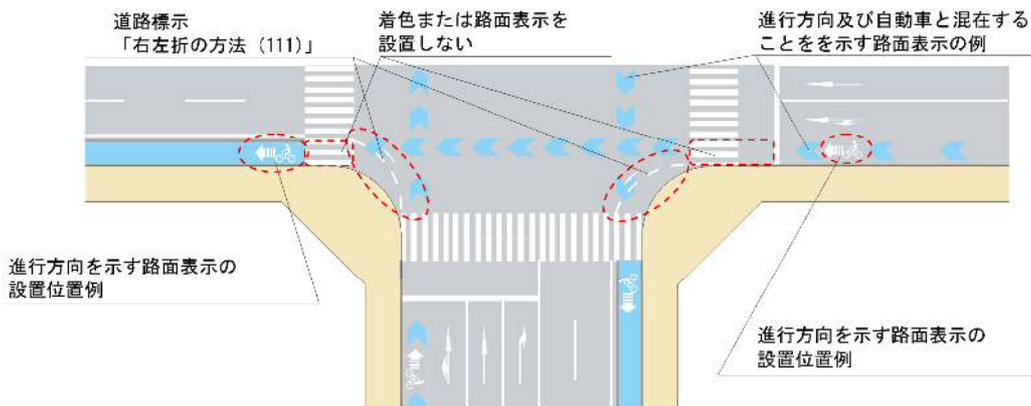
(交差点の手前で自転車道を打ち切り、路面表示を設置して混在させる場合)

【出典：国土交通省ガイドライン】



※幅員及び車線数はイメージであり、現地状況に応じて設定するものとする。
 ※歩道幅員には、路上施設帯幅 0.5m を含む。

■自転車道 (自転車一方通行) が交差する交差点のイメージ



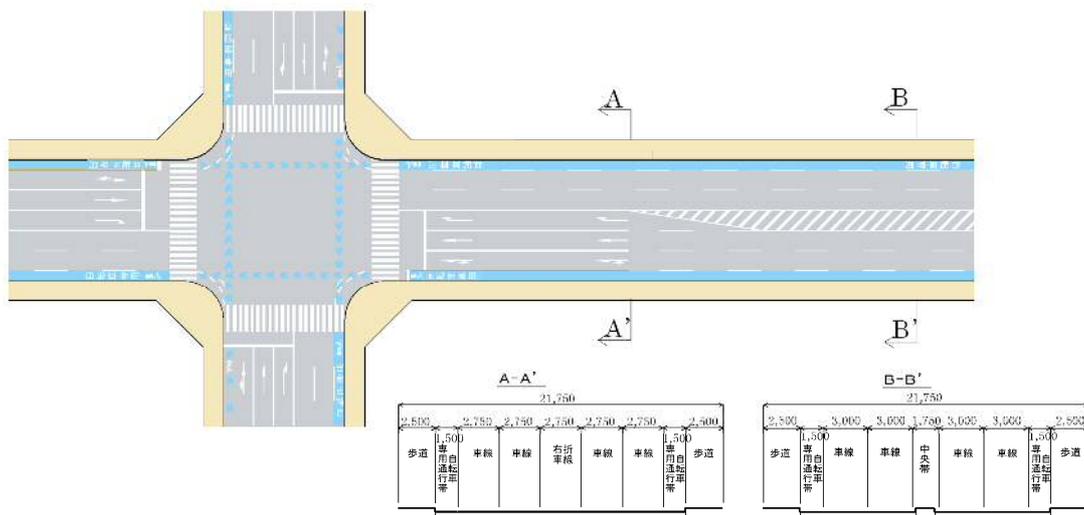
■交差点隅角部の道路構造のイメージ

1-4. 自転車レーンでの交差点設計

(1) 分離の場合

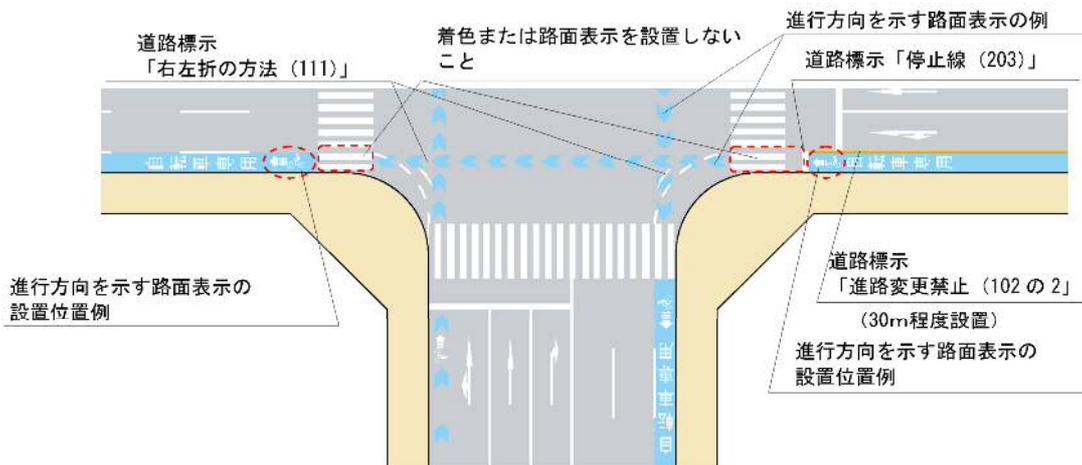
(交差点に自転車レーンを直接接続させる場合)

【出典：国土交通省ガイドライン】



※幅員及び車線数はイメージであり、現地状況に応じて設定するものとする。
 ※歩道幅員には、路上施設帯幅0.5mを含む。

■自転車レーンが交差する交差点のイメージ

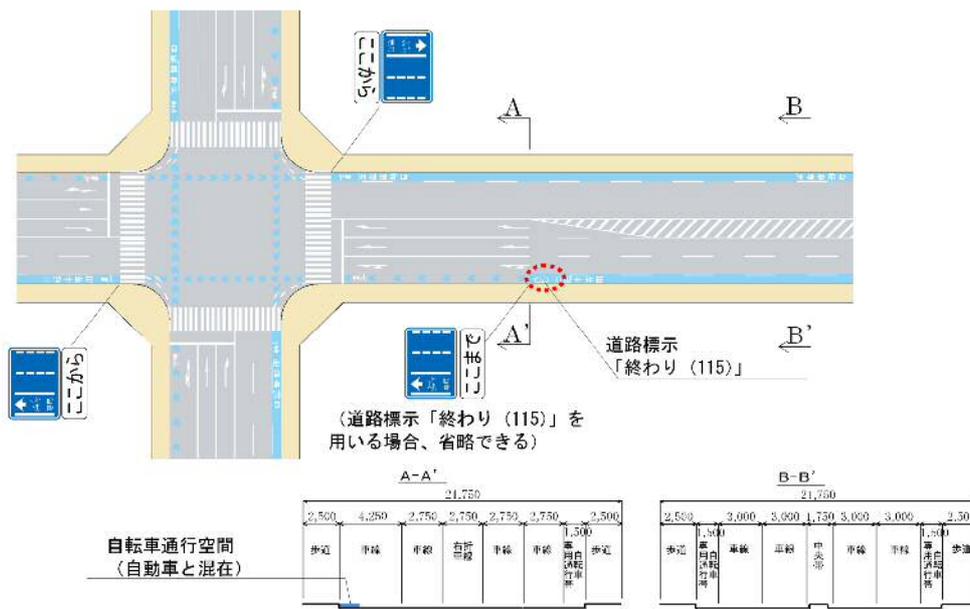


■交差点隅角部の道路構造のイメージ

(2) 左折自動車のみ混在の場合

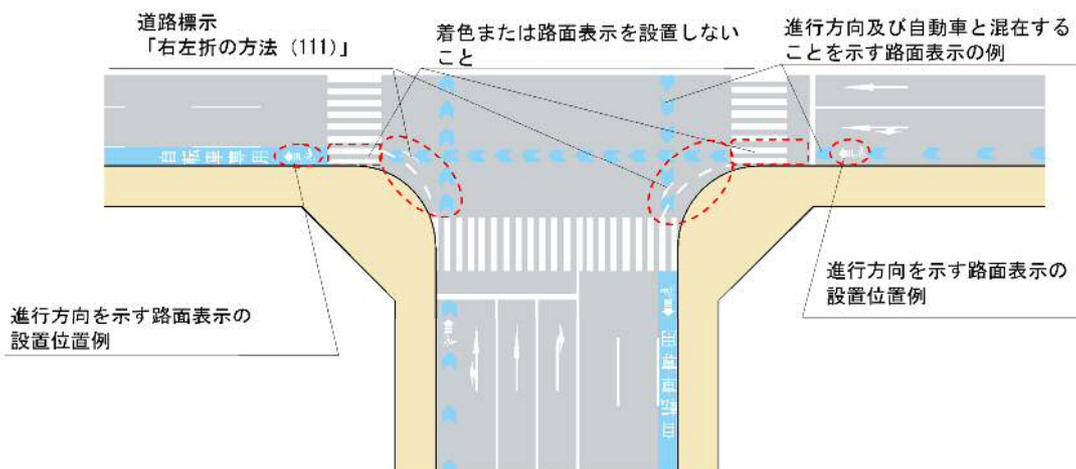
(交差点の手前で自転車レーンを打ち切り、路面表示を設置して混在させる場合)

【出典：国土交通省ガイドライン】



※幅員及び車線数はイメージであり、現地状況に応じて設定するものとする。
※歩道幅員には、路上施設帯幅0.5mを含む。

■自転車レーンが交差する交差点のイメージ

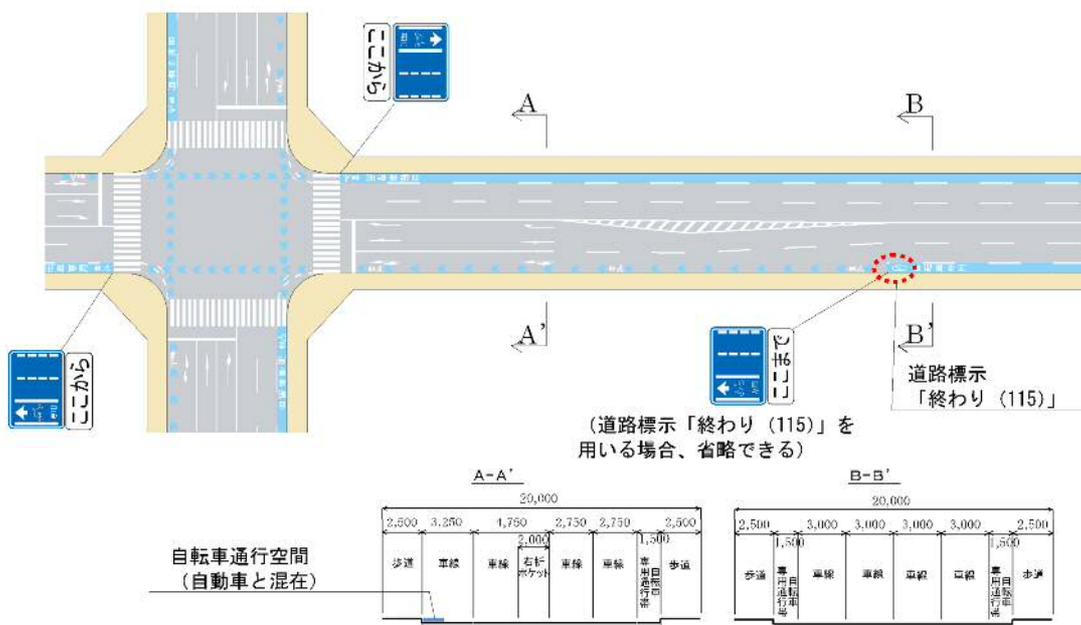


■交差点隅角部の道路構造のイメージ

(3) 混在の場合

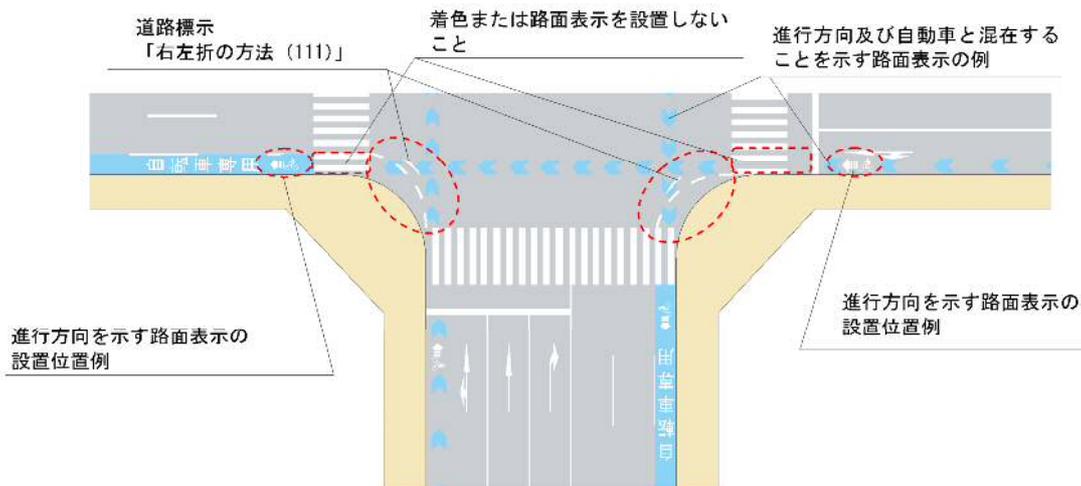
(幅員の確保が困難なため、路面表示を設置して混在させる場合)

【出典：国土交通省ガイドライン】



※幅員及び車線数はイメージであり、現地状況に応じて設定するものとする。
※歩道幅員には、路上施設帯幅0.5mを含む。

■自転車レーンが交差する交差点のイメージ

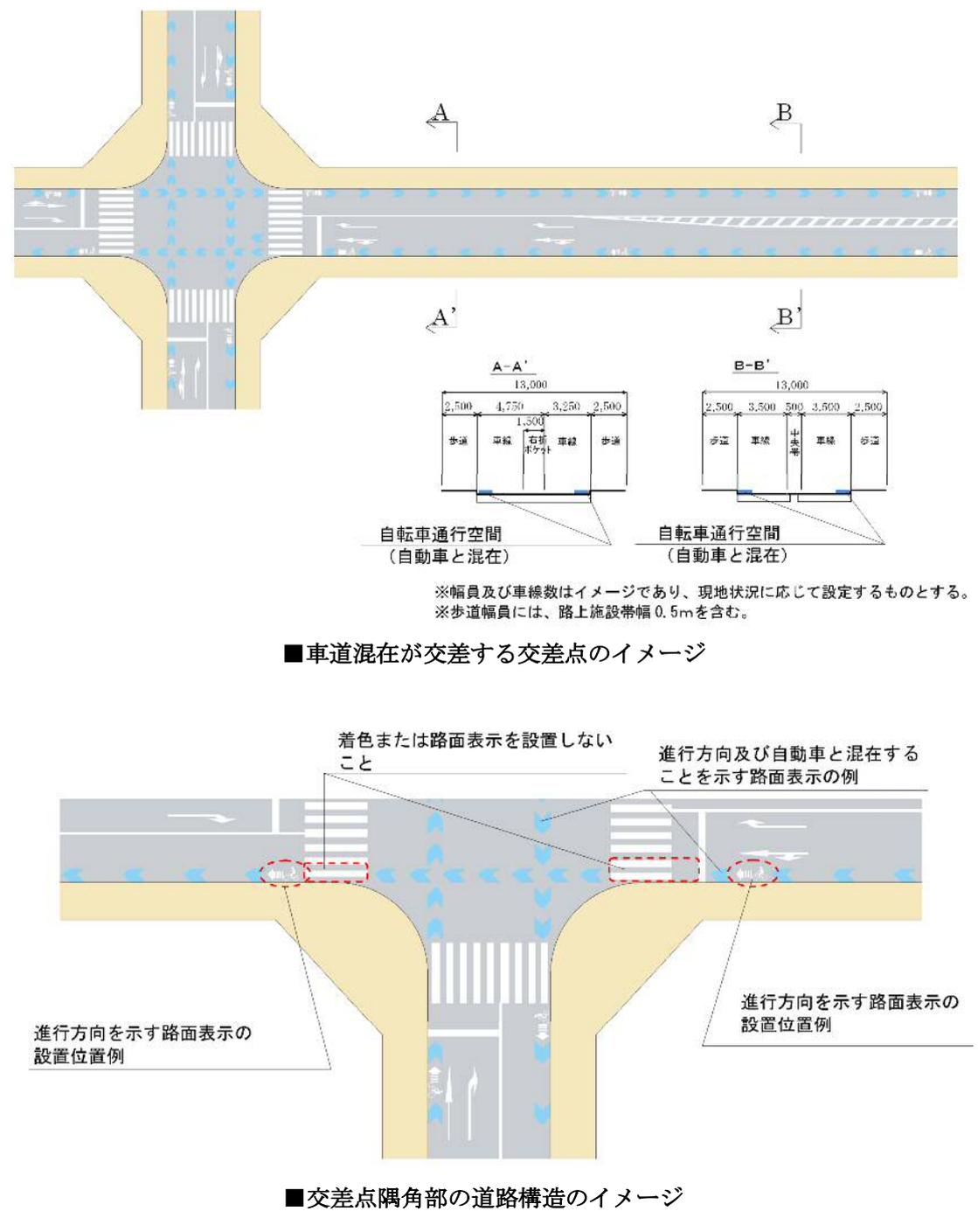


■交差点隅角部の道路構造のイメージ

1-5. 車道混在（車道）での交差点設計

- 単路部と同様に交差点流出入口においても混在させるため、交差点流入部では必要に応じて、路面表示を設置することが考えられる。

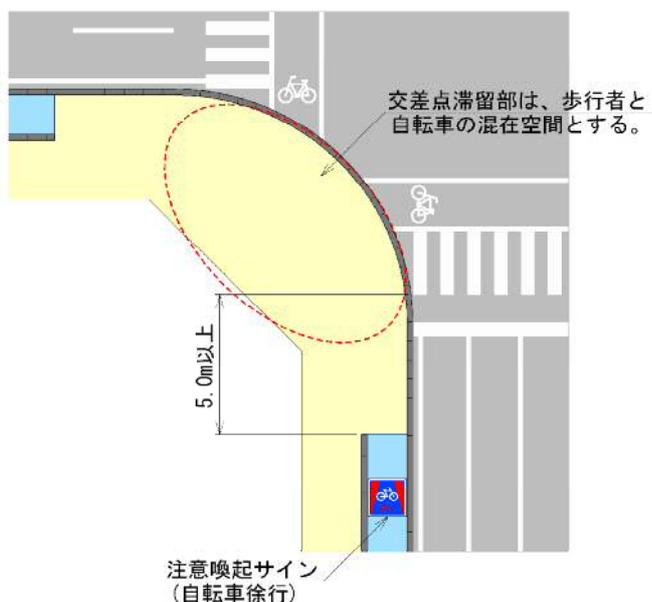
【出典：国土交通省ガイドライン】



1-6. 自転車歩行者道での交差点設計

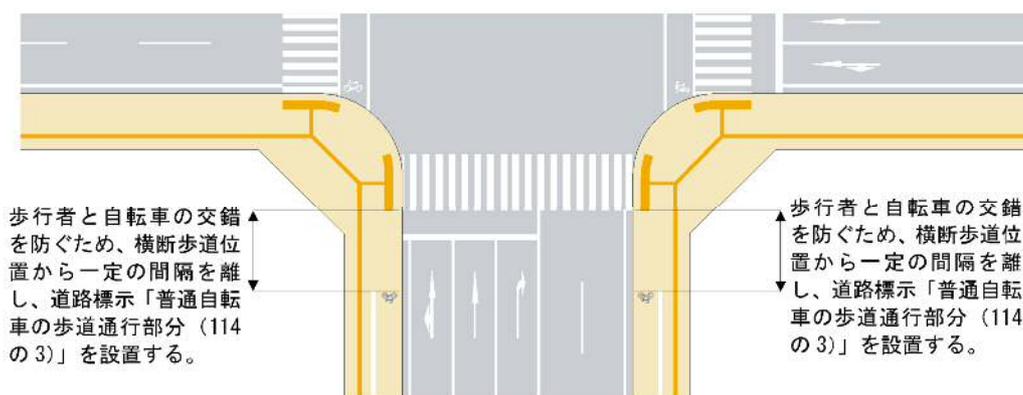
(1) 交差点滞留部

- ① 交差点滞留部は、原則として、普通自転車の歩道通行部分の指定は行わず、自転車と歩行者を混在させる。
- ② 自転車通行部分の端部は、横断歩道端部から5m以上離すものとする。



■交差点内普通自転車通行部分の指定

【出典：国土交通省ガイドライン】



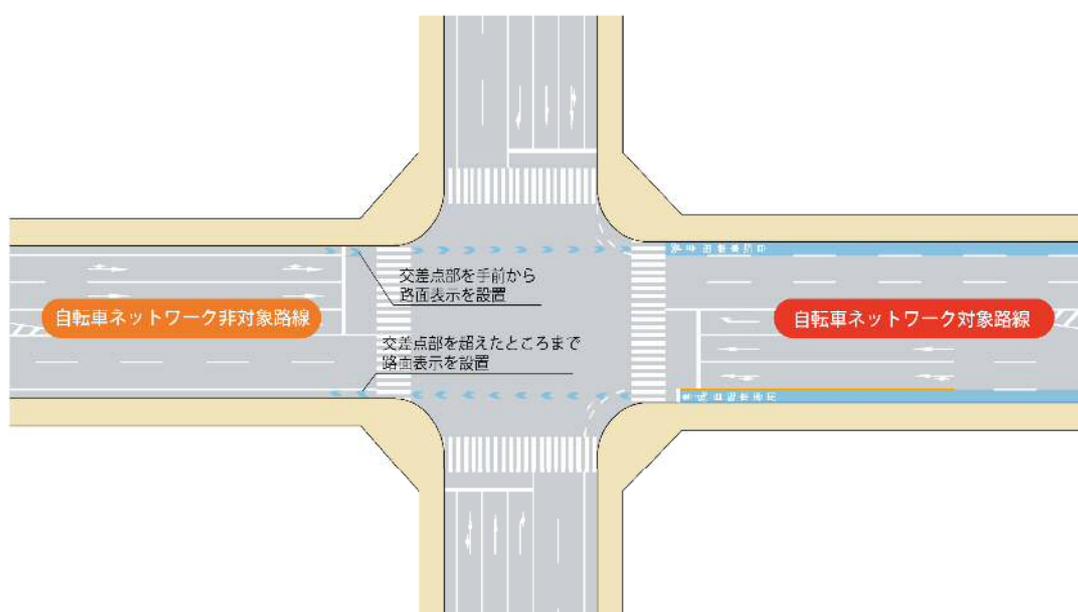
■交差点隅角部の道路構造のイメージ

○自転車通行区分の端部の位置は、交差点内の駐停車禁止範囲が5mであることから、これに準じて、横断歩道の端部から5m以上とした。

1-7. 自転車ネットワーク端部の処理

- 自転車ネットワーク形成のいずれの段階においても、ネットワーク端部の交差点部において、突然通行空間を打ち切ったり、安易に自転車通行空間を歩道通行へ誘導したりするのではなく、交差点部を超えたところまで路面表示を設置する等、適切な交差点処理を行うことを基本とするものとする。

【出典：国土交通省ガイドライン】



■ネットワーク端部の交差点部の路面表示方法の例

2. 特殊な交差点部

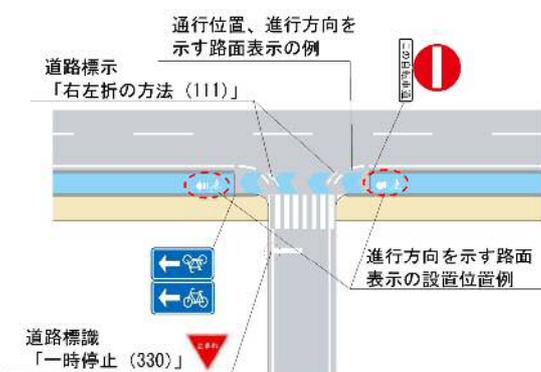
2-1. 細街路交差点

□ 主道路に対し、従道路からの横断を想定しない交差点を「細街路交差点」として、従道路となる細街路側及び主道路の整備形態別に設計上の留意事項を示す。

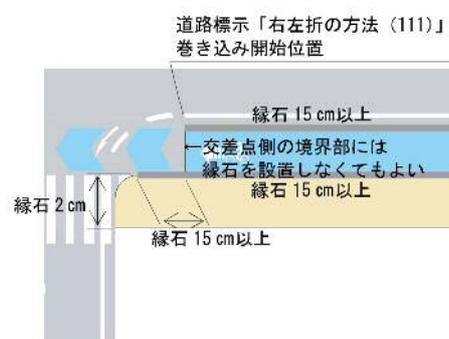
(1) 自転車道（自転車一方通行）

（「分離の場合」のイメージ）

【出典：国土交通省ガイドライン】



■ 交差点のイメージ



■ 交差点隅角部の道路構造のイメージ



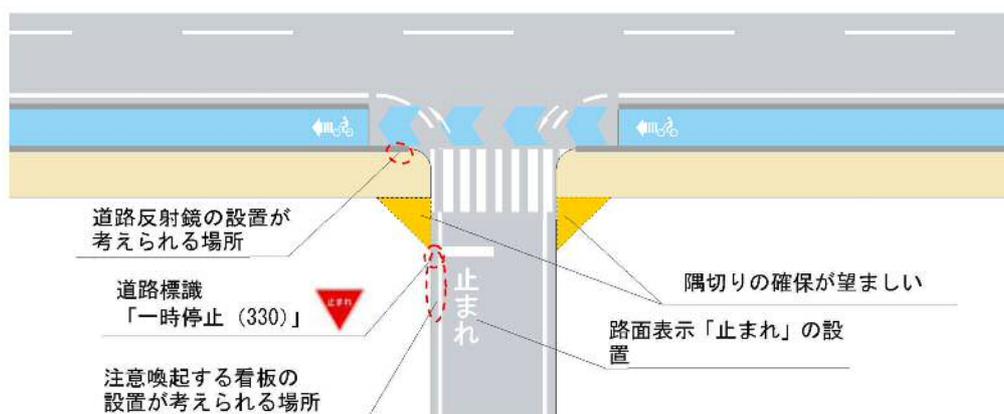
■ 交差点隅角部の道路構造のイメージ

（従道路に歩道がある場合）

(2) 細街路側の構造等に関する留意事項

- ① 細街路側に道路標識「一時停止（330）」を設置するものとする。
- ② 交差点部に隅切りが設置されていないなどの理由により、従道路側からの見通しが悪く、自転車事故の危険性がある箇所では、自動車運転者に対して、道路反射鏡の設置や、従道路側の交差点手前に注意喚起看板や路面表示「止まれ」を設置することなどが考えられる。
- ③ 従道路から交差点に流入する自動車の視認性の確保のため、隅切りを確保することが望ましい。

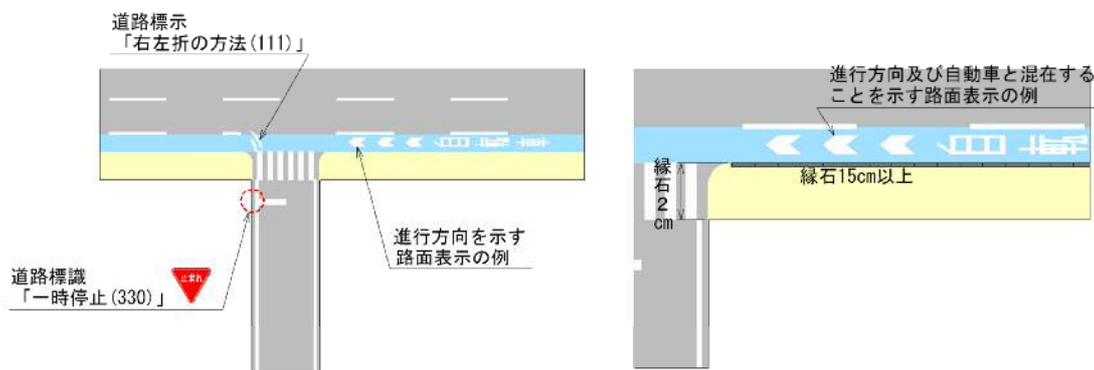
【出典：国土交通省ガイドライン】



■細街路側の道路構造のイメージ

(3) 自転車レーン

【出典：国土交通省ガイドライン】

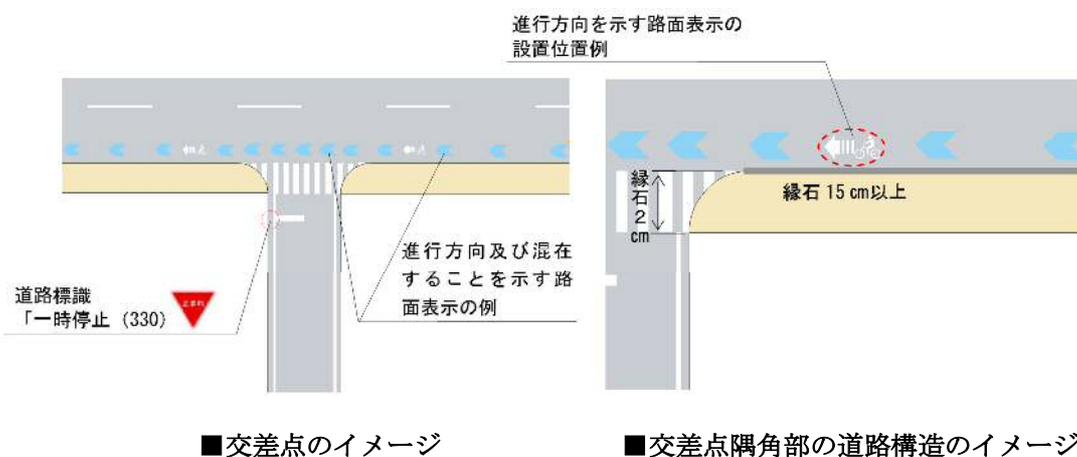


■交差点のイメージ

■交差点隅角部の道路構造のイメージ

(4) 車道混在

【出典：国土交通省ガイドライン】



2-2. 三枝交差点

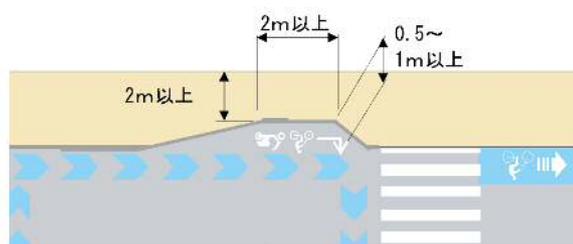
(1) 留意事項

- ① 道路状況、交通状況を勘案して、二段階右折する原付や自転車が滞留時に自動車との交錯を避けるため、歩道を切り込んで安全に滞留できるスペースを確保し、看板または路面表示により滞留できるスペースを示すことが望ましい。
- ② 滞留スペースの長さは、道路の交通状況を勘案して定めるものとする。
- ③ 二段階右折する原付や自転車から見えるように信号機の位置を検討するものとする。

【出典：国土交通省ガイドライン】



■三枝交差点のイメージ（自転車レーンの場合）



(※) 交差点流入部において道路の左側部分の車両通行帯が2以下の場合、原付の右折方法を道路標識「原動機付自転車の右折方法（小回り）（327の9）」により小回りと規制されている交差点の場合、原付の滞留スペースを示す路面表示は設置しないものとする。

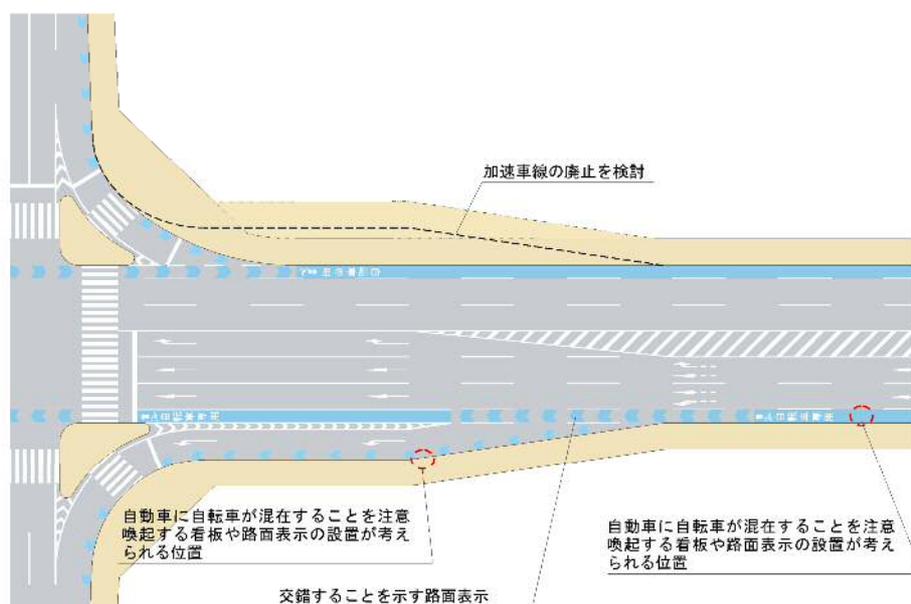
■二段階右折する自転車や原付の滞留スペースの考え方のイメージ （自転車レーンの場合）

2-3. 分離帯による左折導流路交差点

（1）留意事項

- ① 分離帯による左折導流路のある交差点における自転車走行空間は、本線（直進車線）に沿って連続して設置するものとする。
- ② 左折自動車が減速し左折導流路に移行する区間（以下、分流部という。）では、自転車との交錯が生じることから、自転車走行空間の延長線上の部分に自転車の通行位置及び通行方法を明確化し、左折自動車と混在することを示す路面表示（例えば、矢羽根型等）を設置する他、交錯が生じる手前において、看板または路面表示を設置し、自動車、自転車双方への注意喚起を行うなどの安全対策を検討するものとする。
- ③ 左折導流路においては、左折する自動車と混在するため、自動車に対して速度抑制するよう注意喚起する看板または路面表示を設置することが考えられる。
- ④ 交差点流出側の導流路については、自転車の安全性を確保するための方策の一つとして加速車線の廃止を検討することが考えられる。

【出典：国土交通省ガイドライン】

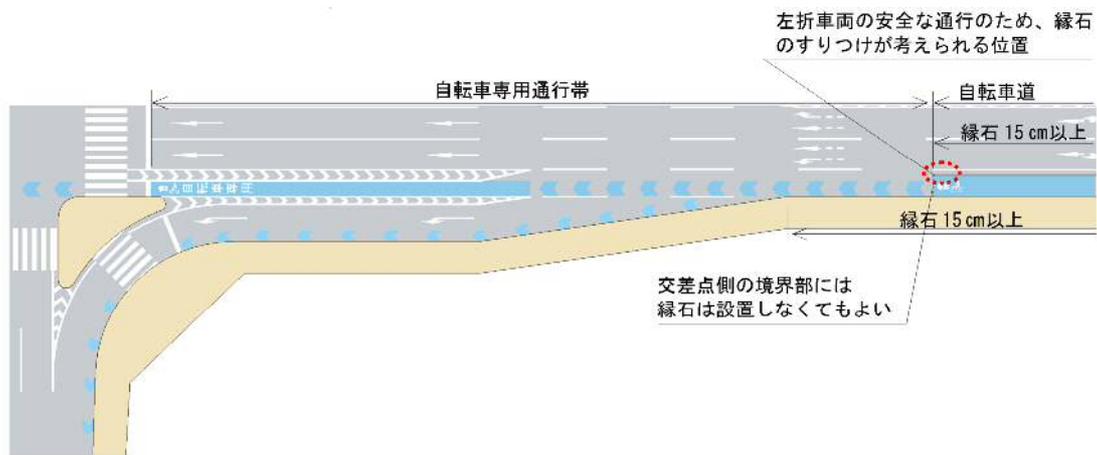


■分離帯による導流路がある交差点のイメージ
（自転車レーンの場合）

(2) 自転車道（自転車一方通行）

- ① 自転車道の場合、左折導流路の分流部の手前において自転車道を打ち切り、自転車専用レーンに接続するものとする。
この場合、直進車線に隣接する自転車レーンの直進車線側をゼブラ帯にするなど自転車の安全確保策を講じることが考えられる。
- ② 左折自動車の安全な通行のため、交差点側の縁石端部の高さを車道面まですりつけることが望ましい。

【出典：国土交通省ガイドライン】



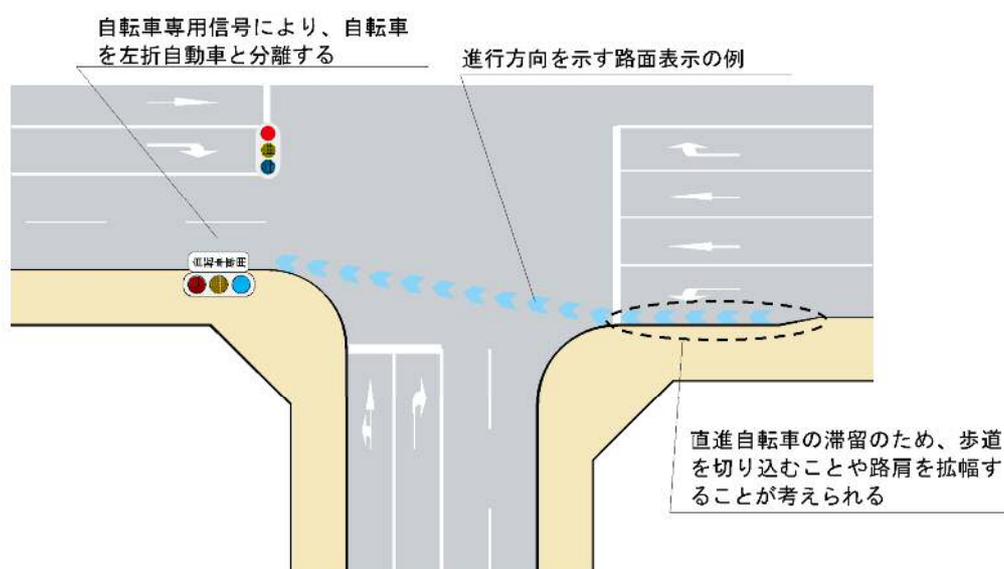
■自転車道における分流部の縁石構造のイメージ

2-4. 左折導入路のない左折可交通規制交差点

(1) 留意事項

- ① 直進する自転車と左折する自動車の交錯を防ぐため、道路や交通の状況に応じて、左折可の交通規制を見直すとともに、信号制御の見直し、自転車専用信号の設置、道路の幅員構成の見直しによる車道左折部における自転車走行空間の確保、交差点内における自転車通行位置の明示等の安全対策を検討するものとする。
- ② 安全対策が困難な場合は、当該交差点の前後については自転車ネットワーク路線とせず、代替路を検討するものとする。

【出典：国土交通省ガイドライン】



■左折導流路のない左折可の交通規制が実施されている

交差点の見直し例